

「DV防止に関する基本計画」の策定等について

菅野 恭子



〔質問〕国は平成13年10月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下DV防止法）を施行し、配偶者からの暴力に係る通報、相談、自立支援等の体制を整備しDV被害者の保護が図られた。

また、平成16年10月の改正では、心身に有害な影響を及ぼす言動もDVとし、「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」と位置づけ、DVの定義が拡大、そしてDVの防止、被害者保護の施策について、都道府県は「基本計画策定」が義務となり、被害者の保護に加え、自立支援も責務と明示された。更に平成19年7月の

〔質問〕当支援センター業務の裁判所申し立ては職員研修で行える。迅速対応のため、実施すべきではないか。

再改正では市町村に対し、「基本計画策定」及び裁判所への保護命令申し立て機能を備えた「配偶者暴力相談支援センター」設置を努力義務としている。

年々増加のDVに迅速・きめ細かな対応ができるよう、本市においても「努力義務」を実施すべきではないか。

〔答弁〕【市長】「白石市男女共同参画基本計画」の男女間における暴力の根絶という施策に基づき取り組んでいるが、平成25年度が当基本計画の改訂期なので、DV防止・相談から自立までの継続した支援が担えるよう、市男女共同参画専門委員会でも審議していく。

又、改正法による機能を有するDV相談支援センター設置は、今は考えていない。

〔質問〕当支援センター業務の裁判所申し立ては職員研修で行える。迅速対応のため、実施すべきではないか。

〔答弁〕【市長】裁判所等にする事例が本市にはまだない。あれば窓口を紹介し対応する。

〔質問〕本市のDV対策の中に個人が市と連携し被害者を保護する場合、個人に対して経済的支援等の項目がない。対応すべきではないか。

〔答弁〕【市長】事例を全て見直しながら、適切に検討を進めていく。

〔子ども医療費助成の所得制限緩和を〕

〔質問〕標記制限の根拠は「高齢福祉年金の扶養義務に係る一部停止額」の準用であるが、見直し、緩和策を取る自治体が増えている。本市も検討すべきではないか。

〔答弁〕【市長】今後の医療費の状況を踏まえ考えたい。

災害に強いまちづくりについて

大野 栄光



〔質問〕大震災から2年が経過しようとしている。沿岸部においては100人からの消防団員が殉職された。当市においても多くの市民の方々が被害を被った。その後発生した原発事故の被害の大きさは、農業・観光の風評被害と住む場所まで追われ、当市に避難されている方も多数いる。

千年に一度と言われる震災に直面し、当市の不安要素に構造物災害も念頭に置かなければと思ひ、以下の点について伺う。

大きな集合住宅施設があるが、耐用年数、耐震構造、強度等で安全性に不安はないのか。

〔答弁〕【市長】市内の住宅団地、建物への大きな被害はなかった。軽微なクラック程度の損傷で安全性が確認された。

耐用年数の経過した住宅は入居者の退去に伴って、新規募集は停止している。

〔質問〕原発事故により当市にも避難指示が発生した場合に市民の避難先はどうなるのか。

〔答弁〕【市長】緊急時モニタリング結果を踏まえた範囲内において、避難や屋内退去などの防護措置を実施することになっている。

思う。事故避難については考えていない。

〔質問〕当市において、上流には大きなダムを有している。決壊ともなれば、多大な被害を被ると思うが、市民の安全と避難のあり方、災害状況をどのように想定しているのか。

〔答弁〕【市長】宮城県地域防災計画でも、ダムの決壊による災害は想定していない。本市独自の災害想定は非常に困難であることをご理解いただきたい。